

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について 【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
86	<p>意見22</p> <p>○「人」について</p> <p>通常、直接業務に関わる職員数は保健予防課で17人、保健所全体で104人であり、有事の際は人手が不足する可能性がある。このリスクに備えて、有事の際に盛岡市の職員全体を挙げて対応する場合にどういった役割分担をしなければならないのかということを決めておくことが重要であると考えられる。</p> <p>一類感染症や二類感染症のような感染症に関しては、岩手県のマニュアルに頼っている状況であり、危機において市役所を挙げて対応できる体制を整えるためにも、市独自のガイドライン・マニュアルの作成が急がれる。</p>	<p>新型インフルエンザ等に対しては以前からマニュアルを作成していたが、一類感染症や二類感染症のような感染症についても、「感染症対策マニュアル」を作成し、感染症に関する健康危機の際における各課の事務分掌などを定めることとします。</p> <p>(保健予防課)</p>	<p>○措置済</p> <p>有事の際に人手が不足するリスクに備えて、職員全体を挙げて対応する場合の役割分担を決めておくことの重要性はそのとおりであり、感染症などの健康危機が発生した際の市役所の体制については、盛岡市健康危機対策本部要綱により役割分担を定め、有事の際は、市の職員全体を挙げて対応できる体制を整えております。</p> <p>(保健予防課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
86	<p>意見23 ○「物」について 備蓄品の在庫状況を把握するための棚卸しは行われているが、制度として確立されておらず、市を挙げて備蓄対策することの検討を行うべきであると考え。先ず、制度としての備蓄の整備は備蓄の必要量の算出及び市による承認という手続から始め、合わせて在庫管理、入在庫管理、備蓄を確保するための予算的な手当など、危機に備えるための制度的な運用が必要ではないかと考えられる。</p>	<p>感染症対策に要する消耗品等については、災害に対する備えのため、必要量を算出して備蓄するなど、「感染症対策マニュアル」を作成し、制度的に運用してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>	<p>○措置済 現在、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大及び本市においても感染症患者が確認されたことをきっかけに、衛生用品等の備蓄品の消費等を踏まえ必要量を改めて算出したうえで、使用期限も加味しながら、計画的な在庫管理等を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
87	<p>意見24</p> <p>○「カネ（予算）」について</p> <p>制度的に備蓄品の管理を行う際には，必要な備蓄量を補うための予算を付ける必要があると考えられる。</p>	<p>感染症対策に要する消耗品等については，災害に対する備えのため，必要量等を把握し，計画的に備蓄するため「感染症対策マニュアル」を作成し，予算の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>	<p>○措置済</p> <p>現在，新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大及び本市における感染症患者の確認に伴い，衛生用品等の備蓄品の消費等を踏まえ必要量を改めて算出したうえで，使用期限も加味しながら，計画的に予算要求を継続しております。</p> <p style="text-align: right;">(保健予防課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
87	<p>意見25</p> <p>○「情報」について</p> <p>危機的状況が発生した際、誰がどのように動くかという具体的なマニュアルが欠かせない。</p> <p>一類感染症や二類感染症のような感染症法上の感染症に関しては、岩手県のマニュアルに頼っている状況である。岩手県の保健所の機能と盛岡市の保健所の機能は類似するものと考えられるが、両者では組織が全く異なることから、有事の職務分掌については、岩手県のマニュアルをそのまま使用することはできない。従って、盛岡市での独自マニュアルの作成が望まれる。</p>	<p>一類感染症や二類感染症のような感染症については、感染症に関する健康危機の際における職務分掌などの行動計画について、「感染症対策マニュアル」を作成し対応することといたします。</p> <p>(保健予防課)</p>	<p>○措置済</p> <p>感染症などの健康危機が発生した際、誰がどのように動くかという具体的なマニュアルが欠かせないのはそのとおりであり、感染症法上の感染症に対しては、盛岡市健康危機対策本部要綱により有事の職務分掌を定め、全庁をもって対応できるような体制を整えております。</p> <p>(保健予防課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。